

第7章 健康を守るために

1 医療

心身障害者医療費助成	
対象	<p>身体障害者手帳1級から3級までの方 知能指数が50以下と判定された方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方 (生活保護、施設利用等で公費負担医療を受けている方を除く) ※身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日、精神障害者保健福祉手帳の承認日、また、転入の場合は厚木市に転入した日から対象となります。</p>
年齢制限 所得制限	<p>65歳以上で新たに障がい者に認定された方は助成対象外となります。ただし、65歳に達する日前から、障がい者に認定されている方は、助成の対象となります。 所得制限については、本人所得が一定額(扶養家族がない場合は年間360万4千円)以上の方は助成対象外となります。</p>
内容	<p>心身障害者医療証及び健康保険証を医療機関の窓口に表示することにより、医療機関で支払う自己負担額を助成します。(健康保険適用分のみで食事療養費、高額療養費及び保険組合等の附加給付額は除きます。) また、医療機関等で健康保険適用分の医療費をお支払いされた場合は、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。</p>
担当課	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

子ども医療費助成	
対象	<p>0歳から中学校卒業までの子ども(入院・通院) ※令和5年10月以降、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に ある子どもへ対象年齢拡大</p>
内容	<p>医療証及び加入保険証を医療機関の窓口に表示することにより、医療機関で支払う自己負担額(健康保険適用分のみで食事療養費等の自己負担分は除く。)を助成します。 なお、医療機関等で医療証が使えないときには、領収書等必要書類を持参の上、医療助成費支給申請をすることにより助成が受けられます。 ※他の医療制度で助成を受けられる方は除く。</p>
担当課	子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

養育医療給付	
対象	指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認めた乳児 (指定養育医療機関に入院する乳児に限ります。)
内容	市が発行する医療券及び加入保険証を指定養育医療機関に提示することで、入院に係る医療が給付されます。 ただし、おむつ代、差額ベッド代、文書料等の保険適用外の費用は対象外です。 ※給付期間は、最長で満1歳の誕生日の前々日まで。
担当課	子育て給付課 こども医療・手当係 ☎225-2230

不妊治療費助成	
対象	神奈川県が指定した医療機関で、令和4年3月31日以前に治療を開始し、一連の治療の中で保険診療を行っていない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行った男性不妊治療が対象となります。
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれか一方が申請日の1年以上前から厚木市に住所を有し、かつ引き続き在住していること ・県要綱による助成の決定を受けていること
内容	<p>神奈川県の実施する不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象となる治療に対して、県の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。助成を受けることのできる回数及び期間は、神奈川県と同じです。</p> <p>なお、他の市町村で実施する助成制度の適用を受けた治療については、助成の対象としません。</p>
担当課	子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

ひとり親家庭等医療費助成

<p>対象</p>	<p>次のいずれかに該当する児童〔18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの方、20歳未満で規則で定める程度の障がいの状態（特別児童扶養手当の支給対象と同程度）にある方又は20歳未満で規則で定める学校（高等学校、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部等）に在学している方〕とその児童の父又は母、養育者（里親等は除く）。（所得制限あり）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が重度の障がいの状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 ・ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童 ・ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・ その他（孤児等） </div>
<p>内容</p>	<p>福祉医療証及び加入保険証を医療機関の窓口で提示することにより、医療機関で支払う自己負担額（健康保険適用分のみで食事療養費は除く）を助成します。</p> <p>なお、医療機関等で福祉医療証が使えないときには、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。</p> <p>※他の医療制度で助成を受けられる方は除く</p>
<p>担当課</p>	<p>子育て給付課 こども家庭支援係 ☎ 2 2 5 - 2 2 4 1</p>

後期高齢者医療制度			
対象	75歳以上の方及び一定の障がいがある65歳～74歳の方で広域連合の認定を受けた方（生活保護を受けている方は該当しません）		
資格取得日	75歳の誕生日 （一定の障がいがある65歳～74歳の方で広域連合の認定を受けた方は、その認定日）		
内容	対象となる方は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の運営する医療制度に加入します。 運営は広域連合が行いますが、申請・届出の受付等は市の窓口で行います。		
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担額 現役並みの所得者・・・3割 一般所得者Ⅱ・・・2割 一般所得者Ⅰ・低所得者・・・1割 ・月毎の医療費が一定の限度額を超えたときは、その分について広域連合から高額療養費として払い戻されます。 ・次のような場合、申請により一部負担金を控除した額が払い戻されます。 <ul style="list-style-type: none"> ※急病など、緊急その他やむを得ない事情で病院等に保険証を提示できなかったとき ※医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき ※コルセット等の治療用装具を作成したとき ※ねんご等で柔道整復師の施術を受けたとき（骨折・脱臼の場合には医師の同意が必要。） ※海外の医療機関で治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く） ※被保険者がお亡くなりになったときは、葬祭を行なった方（喪主）に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。 		
保険料	<p>被保険者一人一人に保険料が賦課されます。保険料は、被保険者全員に均等に負担していただく「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。</p> <p style="text-align: center;">※保険料の決まり方（神奈川県内は均一です）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p> </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p> </td> </tr> </table>	<p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p>	<p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p>
<p>均等割額 (年額 43,100 円) ※所得額によって軽減があります</p>	<p>所得割額 被保険者の所得額×所得割率 (8.78%)</p>		
納付方法	保険料の納付方法は、年金から差し引かれる <u>特別徴収</u> と、納付書や口座振替などで納めていただく <u>普通徴収</u> があります。		
保健事業	<p>被保険者を対象に長寿健康診査等を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿健康診査 受診券が郵送されます。（無料） ・人間ドック 事前の申込みが必要です。（年1回 2万円の助成） <p>※長寿健診と人間ドックとの重複利用（受診）はできません。</p>		
担当課	国保年金課 長寿医療係 ☎ 2 2 5 - 2 2 2 3		

2 母子保健

担当課 健康づくり課 保健第一係 ☎225-2597

妊婦健康診査	
対象	妊婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	妊娠中に14回以内（多胎妊娠の方は5回分追加）、実施医療機関で受ける定期健診の費用の一部を補助します。
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関専用券（1回目・2回目） 10,000円 ・3回目以降 各回5,000円 多胎妊娠の方 5,000円券を5回分追加交付 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

産婦健康診査	
対象	産婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	産後2週間程度、産後1か月程度に実施医療機関で受診した産婦健康診査の一部を補助します。
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査費用補助券（1回目・2回目） 5,000円 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

妊婦歯科健康診査	
対象	妊婦（厚木市妊婦健康診査費用補助券等綴りの交付を受けた方）
会場	実施医療機関
内容	妊娠中1回、実施医療機関で歯科健診等 （歯及び歯周組織の診査、唾液検査、歯科保健・ブラッシング指導）
費用	1,000円（自己負担）

新生児聴覚検査	
対象	聴覚検査の未受検者であって、受検当日、当市に住所を有する生後60日未満の乳児（生まれた日の翌日を生後1日目とします。）
会場	実施医療機関
内容	赤ちゃんが生まれて初めて受けた聴覚検査（初回検査）を、厚木市新生児聴覚検査費用補助券により助成します。
助成額	3,000円（1回限り） 健診費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります。 保険診療適用分及び赤ちゃんの健康診査料は補助対象外です。 医療機関で補助券の利用ができなかった場合はお問い合わせください。

4か月児健康診査	
対象	生後4か月以上5か月未満の乳児
会場	実施医療機関
内容	問診、身体計測、内科診察、保健指導、栄養指導

8～9か月児健康診査	
対象	生後8か月以上10か月未満の乳児
会場	実施医療機関
内容	問診、身体計測、内科診察、保健指導、栄養指導

1歳6か月児健康診査	
対象	1歳6か月の幼児
会場	保健福祉センター
日にち	原則 第1・2水曜日
内容	問診、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導、心理相談 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

2歳6か月児歯科健康診査	
対象	2歳6か月の幼児
会場	実施医療機関
内容	歯科診察、予防処置（必要時）、歯科指導 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

3歳6か月児健康診査	
対象	3歳6か月の幼児
会場	保健福祉センター
日にち	原則 第1・2・3金曜日
内容	問診、尿検査、身体計測、視聴覚検査、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導、心理相談 ※対象者へは個別通知でお知らせします。

乳幼児経過検診	
対象	乳幼児健康診査等の結果、経過的に検診が必要と判断された乳幼児
会場	保健福祉センター
実施回数	身体発育：月1回（予約制） 精神発達：年間6回（予約制）
内容	身体発育や精神発達を中心とした専門医による診察及び相談

離乳食マスターセミナー	
対象	ごっくん教室：離乳食初期の保護者 もぐもぐ教室：離乳食中期の保護者 かみかみ教室：離乳食後期の保護者
会場	保健福祉センター
日時	月3回（各1回）（予約制） 時間 1回目：午前9時30分～午前10時30分 2回目：午前11時～正午 日程は、広報あつぎ等でお知らせします。
内容	離乳食の話と実物の離乳食の展示

わんぱくひろば(幼児育児学級)	
対象	1歳6か月児健康診査や個別相談等の結果グループ体験が必要と思われる幼児（1歳7か月～2歳3か月）と保護者
会場	保健福祉センター
実施回数	月2回(予約制)
内容	心理相談員、保健師、保育士によるグループ指導

親子教室	
対象	個別相談の結果、グループ指導が必要と思われる幼児と保護者
会場	保健福祉センター
日時	月2回／2コース（予約制）
内容	心理相談員、保健師、保育士によるグループ指導

母子健康教育	
内容	母子保健に関する正しい知識の普及、啓発と育児支援を目的に広く市民の関心やニーズに応えるテーマを取り上げた講座を開きます。 ※詳細については、広報あつぎ等でお知らせします。

5歳児健康調査	
対象	5歳となる児童（年中クラス・4歳児クラス相当）
内容	保護者へのアンケート調査を実施し、子どもの「強さ」と「困難さ」の傾向を知ることができるほか、希望者は、専門スタッフによる個別相談を受けることや講演会に参加することができます。

すくすく応援隊	
対象	就学前までの乳幼児と保護者
会場	子育て支援センター「もみじの手」
日時	原則、第3・4月曜日 （※月曜日が祝日等と重なる場合は、日程が変更となります。） 日程は、広報あつぎ等でお知らせします。
内容	管理栄養士・歯科衛生士による乳幼児期の食事や歯磨きについての相談

親子のすこやか相談（幼児個別相談）	
対象	発達、心理及び育児面で支援が必要と思われる幼児と保護者
会場	保健福祉センター
実施回数	月6回（予約制）
内容	心理相談員による個別指導

産婦・新生児訪問指導	
内容	生後4か月までのお子さんとお母さんを対象に、保健師や助産師が御家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談等を行います。

訪問指導	
内容	在宅での保健・栄養指導が必要な妊婦と母子に対し、保健師、栄養士が家庭訪問を行い、育児に関する指導・助言や諸制度についての御案内をします。

母子健康手帳の交付	
対象	市内に住所を有する妊婦の方
交付場所	母子健康包括支援センター「ひだまり広場」（保健福祉センター2階） ※母子保健コーディネーター等が母子健康手帳交付時に面談を行います。

すこやかマタニティクラス（両親学級）	
対象	妊婦及びその夫もしくはパートナー
会場	1・3・4回目：保健福祉センター、2回目厚木シティプラザ7階
日時	月4回／1コース（予約制）原則、第1・2・3火曜日、第4土曜日 午前9時30分～午前11時30分
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目：妊娠中の身体のこと、妊娠中の動作、妊娠中の栄養 ・2回目：妊娠中のオーラルケア、マタニティプラネタリウム体験 ・3回目：分娩の兆候、産後の生活、新生児期の赤ちゃんの特徴、赤ちゃんの授乳のこと ・4回目：産後のメンタルヘルス、赤ちゃんが泣いて困ったときお風呂の入れ方・抱き方（体験） ※広報あつぎ等でお知らせします。

べびほっぺ（妊婦支援教室）	
対象	妊婦の方（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	個別：随時 集団：年間8回 外部講師による健康教育：年間2回
内容	妊婦とパートナーのつどいの場の提供 ※市ホームページ等でお知らせします。

カンガルークラブ（産後育児支援教室）	
対象	1歳未満及び1歳以上の子どもと保護者（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	1歳未満 年間24回（日程により午前開催と午後開催があります。） 午前：午前10時～午前10時45分、午前11時～午前11時45分 午後：午後1時30分～午後2時15分、午後2時30分～午後3時15分 1歳以上 年間6回 午前10時～午前11時30分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

パンダクラブ（未熟児教室）	
対象	2500g未満で生まれた子どもと保護者（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	年間6回 午前10時～午前11時45分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

スマイルチェリー（多胎児教室）	
対象	双子又は三つ子の子どもたちと保護者、多胎児を妊娠中の方（予約制）
会場	保健福祉センター
日時	月1回 午前10時～午前11時30分
内容	子どもと保護者のつどいの場の提供 ※広報あつぎ等でお知らせします。

産後ケア	
対象	厚木市に住民票のあるお母さんと子ども（生後5か月未満）でいずれかに該当している方（要申請）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や生活相談 ・授乳方法の指導や乳房ケア ・赤ちゃんの体重測定、発育状況の確認 ・沐浴や抱っこ等の育児方法の実技指導等
利用時間	平日の午前10時から同日午後3時までの原則5時間。 ※詳しい利用方法については、健康づくり課へお問い合わせください。
利用料	1回2,500円 ※多胎児の場合も料金は、変わりません。 ※市町村民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方は、利用料の減免があります。詳しくは、お問い合わせください。
申請方法	健康づくり課「ひだまり広場」へご連絡ください。サービスの内容の詳細を調整、決定します。

出産・子育て応援事業	
対象	厚木市に住民登録がある妊婦及び産婦
内容	妊娠期から出産・子育てまで一貫した切れ目のない支援をするため、相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
助成額	保健師又は助産師による面談を実施した方に支給します。 妊婦一人当たり「出産応援金」(5万円) お子さん一人当たり「子育て応援金」(5万円)

3 予防接種

担当課 健康づくり課 保健第三係 ☎ 2 2 5 - 2 2 0 3

予防接種については、実施医療機関における個別接種となります。

(実施医療機関は、市ホームページを御覧ください。)

(1) 定期予防接種

BCG	
対象	1歳に至るまでの間にある者 (標準的な接種期間は生後5月に達した時から生後8月に達するまで)
接種回数	1回 (標準的な接種期間は生後5月に達した時から生後8月に達するまで)

四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	
対象	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・1期初回接種＝3回 (標準的な接種期間は生後2月に達した時から生後12月に達するまでに20日から56日までの間隔をおく) ・1期追加接種＝1回 (初回接種3回終了後6月以上、標準的には12月から18月の間隔をおく)

二種混合(ジフテリア・破傷風)	
対象	11歳以上13歳未満の者 (標準的な接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまで)
接種回数	1回 (標準的な接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまで) (四種混合の2期として、1回接種)

麻しん(はしか) 風しん	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・1期・・・生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 ・2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から該当始期に達する日の前日までの間にある者 (いわゆる年長児) ・5期・・・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性 (風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く)
接種回数	それぞれ1回

水痘	
対象	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上の間隔をおいて2回 (標準的な接種期間は、1回目の注射は生後12月から生後15月に達するまで、2回目の注射は1回目の注射終了後6か月から12月までの間隔をおく)

日本脳炎	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1期…生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 ・ 2期…9歳以上13歳未満の者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1期初回接種…2回 (標準的な接種期間は、3歳に達した時から4歳に達するまで) (6日から28日の間隔をおいて2回接種) ・ 1期追加接種…1回 (標準的な接種期間は、4歳に達した時から5歳に達するまで) (初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種) ・ 2期 1回 (標準的な接種期間は9歳に達した時から10歳に達するまで) <p>※平成19年4月1日までに生まれた方で、規定の回数(4回)を接種していない場合は、20歳の誕生日の前日まで定期予防接種として接種可能です。 接種回数・接種間隔等について御不明な点は、健康づくり課までお問い合わせください。</p>

子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス) サーバリックス・ガーダシル・シルガード9	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学6年生相当の年齢から高校1年生相当の年齢の女性 ② 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女性で、 ①に該当する以外の方(キャッチアップ接種対象者)
接種回数と間隔	<p>接種回数…3回 接種間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サーバリックス 1月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回接種する。 ○ガーダシル 2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回接種する。 ○シルガード9 接種開始時の年齢により回数が異なる (標準的な接種期間はいずれの場合も13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間) <p>※子宮頸がん予防ワクチンの接種については、有効性とリスクについて十分に理解した上で御検討ください。</p>

B型肝炎	
対象	生後1歳に至るまでの間にある者
接種回数と間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回…27日以上の間隔をおいて2回 ・ 追加…初回1回目接種終了後139日以上の間隔をおいて1回 <p>(標準的な接種期間は生後2月に至った時から生後9月に至るまで)</p>

Hib(インフルエンザ菌 b 型)	
対象	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
接種回数 と間隔	(標準的な接種期間は生後 2 月から生後 7 月に至るまで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回接種…生後12月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて 3 回 ・ 追加接種… 1 回 (初回接種終了後、 7 月から13月の間隔をおいて接種) 接種開始が生後 7 月を超えた場合は接種回数が異なる。

小児用肺炎球菌	
対象	生後 2 月から生後60月に至るまでの間にある者
接種回数 と間隔	(標準的な接種期間は生後 2 月から生後 7 月に至るまで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回接種=27日以上の間隔をおいて 3 回 ※ただし、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。【追加接種は実施可能】。 また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。【追加接種は実施可能】。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加接種… 1 回 (初回接種終了後、60日以上の間隔で生後12月以降に接種) 接種開始が生後 7 月を超えた場合は接種回数が異なる。

ロタ (ロタリックス・ロタテック)	
対象	①経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス) 出生 6 週 0 日後から24週 0 日後までの間にある者 ② 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック) を使用する者は、 出生 6 週 0 日後から32週 0 日後までの間にある者
接種回数 と間隔	①経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (ロタリックス) 27日以上の間隔をおいて 2 回経口投与する ③ 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (ロタテック) 27日以上の間隔をおいて 3 回経口投与する (標準的な接種期間はいずれの場合も初回接種については、生後 2 月に至った日から出生14週 6 日後までの間)

インフルエンザ(高齢者)	
対象	<p>予防接種を希望する次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・満60歳～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器等の重い病気で日常生活が極度に制限される程度（身体障害者手帳1級相当）の障がい者を有する方
接種回数	1回
実施期間	例年10月中旬～2月末日
費用負担	<p>接種の際に1,500円負担(ただし、市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方(事前申請が必要)、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除。)</p>

高齢者肺炎球菌	
対象	<p>過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方で、予防接種を希望する次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 ・満60歳～64歳で、心臓や腎臓、呼吸器等の重い病気で日常生活が極度に制限される程度（身体障害者手帳1級相当）の障がい者を有する方
接種回数	1回
費用負担	<p>接種の際に4,000円負担(ただし、市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方(事前申請が必要)、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除。)</p>

(2) 任意予防接種

風しん					
対象	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望又は予定している20歳以上の女性 ・妊娠している女性の夫 ・昭和54年4月2日以降に生まれた20歳以上の男性 ・昭和33年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた男性 <p>ただし、風しんワクチンを2回接種したことがある方、風しんに罹患したことがある方、過去に助成を受けた方を除く。</p> <p>※助成を希望する方は、健康づくり課に事前申請（電話可）が必要。</p>				
接種回数	1回				
助成内容	<table border="0"> <tr> <td>MR（麻しん風しん混合）ワクチン</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>風しん単体ワクチン</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	MR（麻しん風しん混合）ワクチン	6,000円	風しん単体ワクチン	4,000円
MR（麻しん風しん混合）ワクチン	6,000円				
風しん単体ワクチン	4,000円				

インフルエンザ（子ども）	
対象	生後半年から小学生以下の子ども
接種回数	2回
実施期間	例年10月中旬～2月末日
助成額	1回につき1,000円（予定） 接種費用のうち助成額を差し引いた額は自己負担となります

（3）臨時予防接種

新型コロナウイルスワクチン	
対象	予防接種を希望する生後半年以上の方 ただし、追加接種については、初回接種完了後3か月経過している方
接種回数	初回接種 2～3回 追加接種 1～2回
実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
費用負担	無料

4 成人保健

担当課 健康づくり課保健第二係 ☎225-2201

各種保健事業	内 容
集団健康教育	生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めるために、保健師、管理栄養士等を講師として講座を開きます。 ※詳細については、広報あつぎ等でお知らせします。
個別健康教育	喫煙者で禁煙を希望する方に対し、個別健康教育のプログラムを用いて個々に合った禁煙指導を3か月間実施します。
健康相談	市内在住の方の健康相談（生活習慣病予防等）に対して、保健師、管理栄養士等が必要な指導、助言を行います。
訪問指導	在宅の方で保健指導が必要と思われる家庭に、保健師、管理栄養士等が訪問し、家庭での生活習慣病予防についての指導をします。

健康診査

対象	医療保険未加入の生活保護利用者等で40歳以上の方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査等

肝炎ウイルス検診

対象	40歳以上の方で過去に市が実施する肝炎ウイルス検診を受診していない方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設検診
費用	900円
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除 ・肝炎ウイルス検診推進事業により、対象年齢の方は無料

がん検診	
対象	40歳以上（ただし、子宮がん検診は20歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性）
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日（施設検診） 令和5年7月～12月（集団検診）
種類と費用	<p>胃がん（集団検診）（エックス線検査）・・・1,500円 （施設検診）（内視鏡検査）・・・4,800円 （エックス線検査）・・・4,100円 （リスク検診）・・・1,500円</p> <p>乳がん（マンモグラフィ） （集団検診） 1方向（50歳以上）・・・1,300円 2方向（40歳代）・・・1,800円 （施設検診） 1方向（50歳以上）・・・1,600円 2方向（40歳代）・・・2,100円</p> <p>子宮がん（集団検診）（けい部）・・・1,100円 （施設検診）（けい部）・・・2,000円 ※（体部）・・・3,800円 けい部検査を受けた45歳以上の方のうち、 問診の結果、体部細胞診を必要とする方のみ</p> <p>肺がん・・・500円 ※50歳以上の方で喀痰細胞診検査実施時・・・1,600円</p> <p>大腸がん・・・400円 前立腺がん・・・1,000円 口腔がん（成人歯科健診と同時受診）・・・1,200円 （単独）・・・1,600円</p>
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除 ・がん検診推進事業により、「子宮がん検診」、「乳がん検診」及び「大腸がん検診」については、各対象年齢の方は無料

成人歯科健康診査	
対象	40歳以上
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	現在歯の状況、歯周組織の診査、口腔軟組織の診査、歯列の診査、顎関節の診査、歯槽堤・粘膜の診査 ※要介護者に対する在宅健診あり。
費用	1,000円
費用免除	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方は無料 ・市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

成人眼科健康診査	
対象	40歳・45歳・50歳・55歳で過去に緑内障と診断されたことがない方
期間	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法	施設健診
診査内容	屈折検査、視力検査、眼圧検査、細隙灯顕微鏡検査、眼底検査
費用	2,300円
費用免除	市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

骨粗しょう症検診	
対象	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる女性
実施時期	令和5年5月15日～令和6年2月15日
実施方法と費用	施設検診（CXD法） 1,500円
費用免除	市町村民税非課税世帯に属する方で費用免除証明書の交付を受けた方（事前申請が必要）、生活保護を利用している方及び中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は費用免除

5 健康づくり

事業名等	内 容
健康あつぎ 推進リーダー	健康あつぎ推進リーダー養成講座を受講された方々が、「健康食育あつぎプラン」を推進し、市民の健康保持・増進のため、市と協働して健康づくりに関する講座を企画し、地域で活動します。
あつぎ食育 アドバイザー (食生活改善 推進員)	食生活改善活動及び食育の推進等に必要な知識と実践の技術を習得するために講義・調理実習等を行い、食生活改善推進員の養成を行います。
地区食育 推進事業	食生活改善推進員を対象に食生活改善及び食育の推進のための研修会を行います(年3回)。それを基に食生活改善推進員が市内各地区にて料理講習会を行い、知識や技術の普及活動を展開しています。
あゆコロちゃん 体操指導員 (新あつぎ市民 健康体操指導員)	新あつぎ市民健康体操指導員養成講座を受講された方々が、市民の健康保持・増進を目的に制作した「新あつぎ市民健康体操(あゆコロちゃん体操)」の普及啓発活動を行います。
担当課	健康づくり課 保健第二係 ☎ 2 2 5 - 2 2 0 1

事業名等	内 容
健康・交流の みち	河川堤防等を利用し、歩くコースとして相模川ルート(15.8km)、中津川ルート(6.1km)、荻野川ルート(8.9km)、小鮎川ルート(6.9km)、恩曾川ルート(5.3km)、玉川ルート(10.8km)の6コースを設定、ウォーキングマップを配布しています。
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎ 2 2 5 - 2 1 7 4

6 自殺予防対策

担当課 健康づくり課保健第二係 ☎225-2201

いのちのサポート相談(こころの健康相談)	
内容	自殺予防のため、心に抱える問題解決に向け、臨床心理士による相談を行います。
対象	市内在住者
相談場所	保健福祉センター
日程	予約制、月2回

研修会	
内容	自殺予防や命の大切さを理解するための市民研修会や悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげるゲートキーパーを養成する研修会等を開催しています。

普及啓発	
内容	9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間にキャンペーンの実施、スマートフォンやパソコンで手軽にメンタルヘルスチェックができるシステム(ストレスマウンテンあつぎ)の運営、ストレス対処法や、ゲートキーパーについての出前講座の実施等、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、偏見をなくし、命の大切さや自殺対策について、市民の理解を促進する事業を行っています。

7 未病施策

二次保健医療圏域内の5市1町1村(厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村)で、健康寿命延伸の取組として、手軽に健康チェックができる健康度見える化コーナー(未病センター)を開設し、広域的な健康づくりのきっかけを提供しています。

健康度見える化コーナー(未病センターあつぎ)	
内容	県の「かながわ未病改善宣言」に基づき、保健福祉センターに「健康度見える化コーナー」を開設し、気軽に自身の健康状態をチェックできるほか、健康に関する相談を行います。
場所	保健福祉センター2階
開催時間	平日午前9時～正午、午後1時～午後4時
チェック項目	体組成、血管年齢、骨健康度、握力
担当課	健康づくり課保健第三係 ☎225-2203

8 救急医療

担当課 健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

診療科目	内 容
初期救急	入院の必要がない軽症救急患者が対象
内 科 小児科	<p>厚木医師会による休日・夜間急患診療（厚木市休日夜間急患診療所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 月～土曜日夜間、日曜日、祝日、年末年始 ・受付時間 <ul style="list-style-type: none"> 月～金曜日 午後7時～午後9時30分 土曜日 午後6時～午後9時30分 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午前11時30分 午後2時～午後4時30分 午後6時～午後9時30分 ・診療所 厚木市メジカルセンター (厚木市水引1-16-45) ・連絡先 ☎297-5199
耳鼻咽喉科	<p>広域による休日耳鼻咽喉科診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 日曜日、祝日、年末年始 ・診療医院 相模・県央ブロックで輪番制 <p>※ 当番医院情報は、「あつぎ健康相談ダイヤル24」フリーダイヤル ☎0120-31-4156 でお知らせしています。</p> <p>※ 受付時間は直接、当番病院へご確認ください。</p>
眼 科	<p>広域による休日眼科診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 日曜日、祝日、年末年始 ・診療医院 県西ブロック、相模原・県央ブロックで輪番制 <p>※ 当番医院情報は、「あつぎ健康相談ダイヤル24」フリーダイヤル ☎0120-31-4156 でお知らせしています。</p> <p>※ 受付時間は直接、当番病院へご確認ください。</p>
歯 科	<p>厚木歯科医師会による休日歯科診療（厚木市歯科保健センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 祝日、お盆期間（8月13日から15日まで）、 年末年始 ・受付時間 祝日、お盆、年末年始：午前10時～午前11時30分、 午後1時～午後4時30分 ・診療所 厚木市歯科保健センター (厚木市中町1-4-1保健福祉センター1階)

二次救急	緊急入院や手術が必要な患者が対象																						
内 科 外 科	<p>厚木病院協会による輪番制診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 平日夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・受付時間 月～金曜日 午後5時～翌日午前9時 土曜日 正午～翌日午前9時 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～翌日午前9時 <p>診療病院 次の4病院が輪番制で行います。</p> <table border="1" data-bbox="486 551 1422 1397"> <thead> <tr> <th>曜 日</th> <th>第1当番病院</th> <th>第2当番病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td>湘南厚木病院 ☎223-3636</td> <td rowspan="2">月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>愛川北部病院 ☎284-2121</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636</td> <td>火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>仁厚会病院 ☎221-3330</td> <td rowspan="2">金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>東名厚木病院 ☎229-1771</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>東名厚木病院 ☎229-1771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日 祝 日 年末年始</td> <td colspan="2">あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。</td> </tr> </tbody> </table>	曜 日	第1当番病院	第2当番病院	月曜日	湘南厚木病院 ☎223-3636	月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771	火曜日	愛川北部病院 ☎284-2121	水曜日	(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636	火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636	木曜日	仁厚会病院 ☎221-3330	金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636	金曜日	東名厚木病院 ☎229-1771	土曜日	東名厚木病院 ☎229-1771		日曜日 祝 日 年末年始	あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。	
	曜 日	第1当番病院	第2当番病院																				
月曜日	湘南厚木病院 ☎223-3636	月、水、木、土曜日は 東名厚木病院 ☎229-1771																					
火曜日	愛川北部病院 ☎284-2121																						
水曜日	(奇数月) 仁厚会病院 ☎221-3330 (偶数月) 湘南厚木病院 ☎223-3636	火曜日は 湘南厚木病院 ☎223-3636																					
木曜日	仁厚会病院 ☎221-3330	金曜日は 奇数月＝仁厚会病院 ☎221-3330 偶数月＝湘南厚木病院 ☎223-3636																					
金曜日	東名厚木病院 ☎229-1771																						
土曜日	東名厚木病院 ☎229-1771																						
日曜日 祝 日 年末年始	あつぎ健康相談ダイヤル24 (☎0120-31-4156) または市ホームページでご確認ください。																						
内 科 外 科 小児科	<p>厚木市立病院による診療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療日 全日 ・受付時間 24時間 ・診療病院 厚木市立病院 ☎221-1570 																						

9 あつぎ健康相談ダイヤル24

あつぎ健康相談ダイヤル24	
相談時間	24時間、年中無休
料金	通話料・相談料無料（フリーダイヤル）
相談内容	・健康・医療・介護・育児などの相談 ・医療機関情報の提供 （近くの医療機関・専門外来・休日夜間の救急外来医療機関）
カウンセラー	医師、看護師、管理栄養士やケアマネージャーなど
電話番号	フリーダイヤル電話 0120-31-4156（さわやか一番よいところ） ※公衆電話及び一部のIP電話からの御利用はできません。 ※発信者番号は通知設定でおかけください。
利用対象	厚木市民
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

10 献血

街頭献血	
実施日	各種団体等の協力を得ながら街頭献血を実施しています。
場所	本厚木駅北口広場
時間	午前10時～正午、午後1時45分～午後4時
年齢等	満16歳～満69歳 （65歳以上の方は、60～64歳の間に献血経験がある方。） ※体重・・・男性 45kg以上、女性 40kg以上 ※献血内容によっては、年齢及び体重の基準が異なる場合があります。 ※配車などの都合により実施しない月もあります。

地域献血	
内容	事業所、学校、各種団体等で献血にご協力いただける場合には、移動採血車が出向いて献血を実施します。
時期	通年
担当課	健康長寿推進課 健康医療係 ☎225-2174

※血液中のコレステロールや総蛋白の検査などの生化学検査や血球計数検査を行い、献血者の健康管理に役立てていただいています。

※献血の詳細については、神奈川県赤十字血液センター湘南事業所（☎228-9907）にお問い合わせください。

11 出産費用貸付制度

出産費用貸付制度	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所のある人 ・出産した者及び配偶者が市税を完納していること ・出産した者及び配偶者の前年所得の合計額が300万円以下であること
貸付金額	出産児1人につき、15万円以内で審査された額
貸付時期	出産後
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内、一括償還または分割償還 ・分割償還の方が転出する場合は、残金一括償還 ※償還期間内は無利子ですが、償還期間が経過した場合違約金が加算されます。
申請手続	申請書、母子健康手帳（写）、保証人の印鑑登録証明書等が必要となります。
その他	事前にお問い合わせください。
担当課	健康づくり課 母子保健係 ☎225-2597

12 地域包括ケア関連相談窓口

在宅医療・介護連携等に関する相談窓口	
内 容	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会をめざし、在宅医療・介護連携等に関する相談支援を行っています。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター 高齢者の健康、生活、財産、権利など、困りごとに関するよろず相談窓口 連絡先（各地域包括支援センター） ・厚木歯科医師会「在宅歯科地域連携室」 歯科医療に関する相談窓口 連絡先 ☎221-8733 ・厚木市地域包括ケア連携センター（地域包括ケア推進課） 在宅医療・介護連携等に関する相談窓口（専門職向け） 連絡先 ☎225-2130
担当課	地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 ☎225-2047 地域支援係 ☎225-2224